

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）に定めるもののほか、病院局の企業職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者（以下「会計年度任用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 会計年度任用職員の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、当分の間、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号。以下「会計年度任用職員条例」という。）及び香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第3号）の適用を受ける者の例による。

(給料表)

第3条 会計年度任用職員に適用される給料表は、別表第1の職種及び学歴免許等の欄に掲げる職の区分等に応じ同表の基礎とする給料表の欄に掲げる給料表のうち基礎号給の欄に掲げる号給から上限号給の欄に掲げる号給までの号給及び給料月額とする。

2 特別の事情により、前項の規定により難しい職にある者の給料月額については、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、別表第1の職種及び学歴免許等の欄に掲げる職の区分等に応じ同表の基礎号給の欄に掲げる号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに任用される職に係る職務と種類が類似する職務（以下「類似職務」という。）に会計年度任用職員として在職した年数（次条第1項の規定によりその年数に換算された年数を含む。以下「経過年数」という。）を有する会計年度任用職員の号給については、同条第2項に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。ただし、別表第1の職種及び学歴免許等の欄に掲げる職の区分等に応じ同表の上限号給の欄に掲げる号給を超えることはできない。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 新たに会計年度任用職員となった者の経歴のうち、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数以外の年数については、別表第2に定めるところにより、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数として換算することができる。

2 新たに会計年度任用職員となった者のうち前条第2項に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12(別表第1の1から8まで、10及び11の項が適用される者にあつては、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。

(特殊勤務手当)

第6条 特殊勤務手当については、香川県病院局企業職員の給与に関する規程(平成19年病院局管理規程第8号)の適用を受ける者の例による。

(宿日直手当)

第7条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲げる勤務とする。

(1) 病院において入院患者の病状の急変等に対応するために医師又は歯科医師の行う当直勤務

(2) 病院において救急の外来患者等に対応するために臨床工学技士の行う当直勤務

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)又は国の行事の行われる日で管理者が指定する日の正規の勤務時間における前2号に掲げる勤務と同様の勤務

2 前条第1号から第2号までの勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 前項第1号の勤務については、21,000円

(2) 前項第2号の勤務については、4,400円

3 第1項第3号の勤務についての宿日直手当の額については、前項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(読替え規定)

2 第2条の規定により会計年度任用職員条例の適用を受ける者の例による場合においては、会計年度任用職員条例中「報酬」とあるのは「給料」又は「手当」と、「超過勤務手当」とあるのは「時間外勤務手当」と、「休日給」とあるのは「休日勤務手当」と、「夜勤手当」とあるのは「夜間勤務手当」とする。

(経験年数の特例)

3 会計年度任用職員が、この規程の制定前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第2項に規定する臨時的任用により採用された職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第4条第2項に規定する経験年数とみなす。

(初任給調整手当の特例)

4 当分の間、会計年度任用職員への初任給調整手当の支給については、給与規程別表第12中16年未満の項2種の欄に掲げる金額を適用する。

(宿日直手当の特例)

5 当分の間、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修の期間が1年に満たない医師に対する採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間における宿日直手当は、勤務1回につき10,500円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、この金額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第1（第3条関係）

職種	基礎とする給料表	学歴免許等	基礎号給	上限号給
1 事務、受付、秘書、図書館司書、地域連携、薬剤助手、臨床検査助手その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）別表第1行政職給料表		1級1号給	1級5号給
2 入退院受付、患者生活費管理、地域連携（肝炎相談）その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		1級9号給	1級13号給
3 医師事務作業補助者その他その職責がこれらに	給与条例別表第1行政職給料表		1級1号給	1級13号給

準ずると管理者が認める職				
4 職務遂行に役立つ資格を有し、かつ資格に応じた職務に従事する医師事務作業補助者その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		1級1号給	1級15号給
5 病棟における看護補助その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		1級13号給	1級19号給
6 外来における看護補助、庁務員、作業療法指導、電話交換、看護事務補助その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		1級1号給	1級5号給
7 診療録管理、リハビリテーション補助、自動車運転等、臨床倫理その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		1級9号給	1級14号給
8 未収金回収その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		2級1号給	2級1号給
9 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		2級1号給	2級41号給
10 病棟における夜間看護その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		2級2号給	2級3号給
11 診療情報解析・分析、情報広報、経営戦略その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第1行政職給料表		2級1号給	2級11号給
12 管理者がIT化推進職員と認める職	給与条例別表第1行政職給料表		1級25号給	3級105号給
13 医師及び歯科医師	給与条例別表第4医療職給料表ア 医療職給料表(一)		1級17号給	1級37号給
14 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、	給与条例別表第4医療職給料表イ 医療職給料表(二)		1級17号給	2級53号給

言語聴覚士、歯科衛生士、その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職				
15 薬剤師	給与条例別表第4 医療職給料表イ 医療職給料表 (二)	大学6卒	2級19号給	2級75号給
		大学卒	2級1号給	2級57号給
16 看護師、助産師、保健師	給与条例別表第4 医療職給料表ウ 医療職給料表 (三)		2級1号給	2級57号給
17 准看護師	給与条例別表第4 医療職給料表ウ 医療職給料表 (三)		1級1号給	1級57号給

別表第2 (第5条関係)

職種	経歴		換算率
別表第1の1から8まで、 10及び11の項の職	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
		その他の期間	8割以下 (局内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、10割以下)
	民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	8割以下
		その他の期間	2割5分以下 (局内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、5割以下)
	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		2割5分以下
	その他の期間		2割5分以下 (局内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、5割以下)
別表第1の9の項の職	県立病院において当該免許に係る直接の業務に従事した期間		10割以下

別表第1の12の項の職	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間	10割以下
別表第1の13の項の職	医師（歯科医師）免許取得後の経過年数	10割以下
別表第1の14の項の職	免許取得後、当該免許に係る直接の業務に従事した期間	10割以下
別表第1の15の項の職	免許取得後、当該免許に係る直接の業務に従事した期間	10割以下
別表第1の16の項の職	免許取得後、当該免許に係る直接の業務に従事した期間	10割以下
別表第1の17の項の職	免許取得後、当該免許に係る直接の業務に従事した期間	10割以下